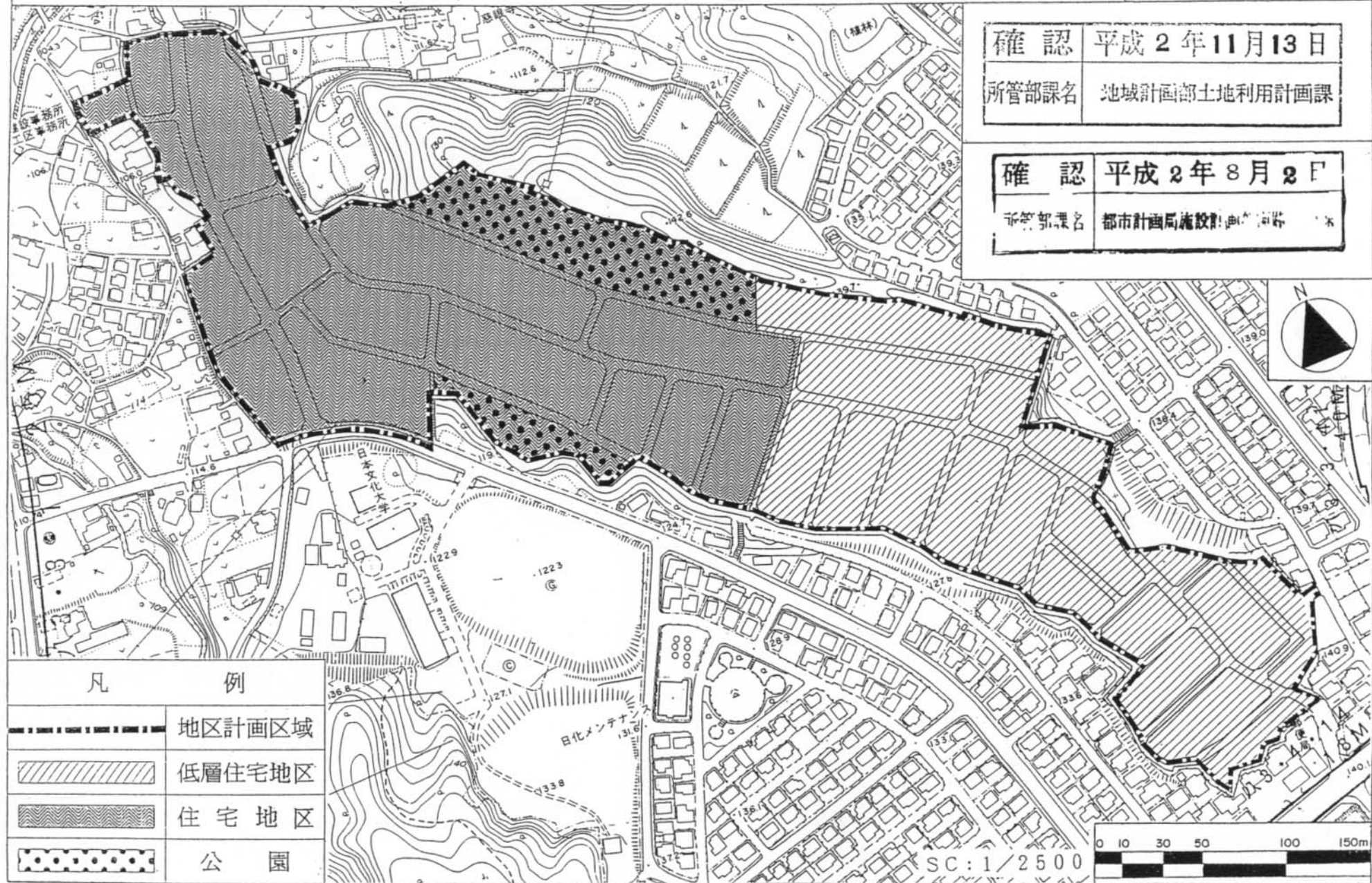






確認 平成2年11月13日

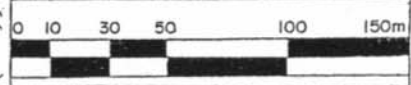
所管部課名 地域計画部土地利用計画課

確認 平成2年8月2日

所管部課名 都市計画局施設計画課



凡 例	
	地区計画区域
	低層住宅地区
	住宅地区
	公園



SC: 1/2500

八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画釜貫地区地区計画を次のように決定する。

名 称		釜貫地区地区計画	
位 置		八王子市片倉町地内	
面 積		約 10.7ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、組合施行の釜貫土地区画整理事業区域であり、本計画により、当該事業の事業効果を損なうことなく、良好な住環境の維持保全を図るとともに、緑豊かで快適な住宅地を目指すことを目標とする。	
	土地利用の方針	地区北部については、片倉駅の利用客、主要区画道路の通過交通を考慮し、住宅地及び日用品の買廻り施設を誘導する土地利用を図る。 また、地区南部については、低層住宅を主体とした良好な住宅街区としての土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	地区内に区画道路、公園を配置し、健全でうまいある住環境を図るとともに安全、かつ、利便性に富む快適な街区形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	住宅地区は、隣接する駅周辺の地区の特性に配慮し、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を定め、利便性のある街区環境の維持保全を図る。 また、低層住宅地区は、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を定め、緑豊かな住環境を目指すとともに、整然とした街並形成の創出を図る。	
地	位 置	八王子市片倉町地内	
	面 積	約 10.7ha	
区	地区の区分	名 称	住宅地区
		面 積	約 6.2ha
整	建築物の用途の制限※	住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 寄宿舍又は下宿
		低層住宅地区	次に各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅のうち7戸以上の長屋 2. 10戸以上の共同住宅 3. 寄宿舍又は下宿
備	建築物の敷地面積の最低限度※	住宅地区	140㎡
		低層住宅地区	150㎡
計	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.7m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	
		建築物の高さの最高限度※	住宅地区
画	垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、門柱又は高さ1m以下のコンクリートブロック、石積等は、この限りでない。	

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

〔理由〕 建築物、その他の整備及び合理的な土地利用を図り、良好な住環境の維持保全と秩序ある市街地形成を図るため、地区計画を決定する。